

八戸市農業委員会 9 月総会議事録

日時：令和 5 年 9 月 12 日（火）午後 2 時 30 分

場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 22 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地 G L）中里 紀文、農政 G L 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主査 金田 かおり、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、全員出席でございます。
松橋事務局長	次に、本日の議案のうち、議案第 37 号、令和 5 年度第 7 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、上村推進委員が当事者となっている事案がございます。 また、上村推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、赤坂英夫委員の御発声に続いてお願いいたします。
赤坂（英）委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日はお忙しい中、御出席を頂きましてありがとうございます。また、新郷での三八地区農業委員会大会、大変暑い日でしたけども、本当にお疲れ様でした。 次は 11 月に県大会が開催されます。懇親会も含めこれからの活動の情報交換等の機会と捉えて大事にしていただければと思っております。それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議頂きますよう宜しくお願いいたします。
会長	ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、5 番 明戸 政勝 委員、6 番 坂下 国男 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 35 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

山田委員

山田から報告いたします。去る 8 月 30 日、坂本農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 24 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 24 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。申

請者の過去３年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約６km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は３０年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男１人で兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各１台を父親から借用するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

岩崎委員

岩崎から報告いたします。去る８月３０日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Ａにおいて、番号２５番を調査してまいりました。

３条 ２５ 番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去３年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約３km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地は、面積１,７９７㎡の田と面積１,２４５㎡の田はあり、面積８９２㎡の田はなしです。農業経験は２０年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男１人、女１人で、うち農業専従者は女１人、兼業者は男１人です。農機具保有状況は、トラクター２台、田植機、コンバイン各１台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

森（庄）委員

森から報告いたします。去る８月３０日、坂本農業委員と市庁本館地下会議室Ａにおいて、番号２６番を調査してまいりました。

３条 ２６ 番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並

びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいも、玉ねぎ、にんにく、アシタバ、なす等です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 50 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あります。宅地化は、字治仏塚はあり、字上洗はなしです。休耕地・山林地は、字治仏塚はなし、字上洗はあります。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、管理機、耕運機、軽トラック各 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

永田委員

永田から報告いたします。去る 8 月 30 日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 27 番を調査してまいりました。資料の 2 ページをお開き願います。

3 条 27 番

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆、桃です。申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 8 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 2 人、女 1 人です。農機具保有状況は、耕運機、草刈機

各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第36号、令和5年度第6号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第36号、令和5年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構の特例事業である、農地売買等事業を活用する所有権移転でございます。

農地売買等事業とは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、経営規模を縮小する方や経営転換する方から農地

を買い入れ、経営規模の拡大をめざす方や、農地を集約し、生産性の向上を図ろうとする方へ売り渡す事業で、平成 26 年 6 月末まで農地保有合理化事業として実施されていた事業でございます。

今回の所有権移転件数は 1 件で、所有権を移転する面積は、合計 9,359 m²でございます。

利用集積 1 番

番号 1 番は譲渡人から、公益社団法人あおもり農業支援センターが農用地を買い入れするもので、譲渡人の住所、氏名並びに所有権移転する土地の表示、所有権移転の内容は、資料に記載のとおりでございます。

なお、この案件につきましては、農業委員会によるあっせんを行っております。あっせんの内容につきましては、明戸委員より御報告をお願いいたします。

明戸委員

明戸から報告いたします。去る 8 月 4 日、森農業委員と市庁別館 5 階会議室 B において、あっせん委員会を行ってまいりました。別冊資料の 1 ページをお開き願います。

あっせん委員会には、両者ともに本人が出席しました。

申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。両者から希望売買金額を聴き取り、双方で合意したためあっせんが成立しました。

以上で報告を終わります。

柏村主幹

公告年月日は、令和 5 年 9 月 15 日を予定しております。

公益社団法人あおもり農業支援センターから買受人への所有権移転につきましては、令和 5 年 10 月総会の議案として提出する予定です。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 37 号、令和 5 年度第 7 号八戸市農用地利用集積計画

会長

の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局の柏村から、議案第 37 号、令和 5 年度第 7 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 1 件、使用貸借 5 件の計 6 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 2 名、貸し手 6 名で、利用権設定面積は、合計 31,609 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6 年 7 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては水利費でございます。

利用集積 2 番～6 番

番号 2 番から番号 6 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

番号 2 番から番号 6 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、9 年 2 か月間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 5 年 9 月 15 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 38 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

谷地委員

谷地から報告します。去る 8 月 30 日、坂本委員と本館地下会議室 A において、番号 16 番を調査してまいりました。資料の 7 ページをお開き願います。

5 条 16 番

借人及び貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、借人は代理人が、貸人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、地上権を設定する 20 年間の賃貸借です。転用目的は、全量自家消費のための太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 1 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は区域外、土地改良区からの意見

は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、作業場とする部分をゴムシート敷きします。雨水については、申請地北側、東側及び西側の接道部分を切土し、南側を盛土することにより、周囲に流出しないよう造成した上で自然浸透させます。立地条件は、八戸市立鮫小学校から南西側約 600mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第35号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の8月分でござ

相続等 98 番～109 番	います。資料の 9 ページをお開き願います。
	権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。 今回の届出は、資料 9 ページの番号 98 番から資料 12 ページの番号 109 番までの計 12 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。 なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 7 会長	次に、日程第 7、報告第 36 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 8 月分でございます。 5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 13 ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条 63 番	番号 63 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5 条 64 番、65 番	番号 64 番、番号 65 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。

5条 66 番	番号 66 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 67 番	番号 67 番、転用目的は資材置場でございます。
5条 68 番	番号 68 番、転用目的は駐車場でございます。
	次ページを御覧願います。
5条 69 番～71 番	番号 69 番、番号 70 番、番号 71 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条 72 番～74 番	番号 72 番、番号 73 番、番号 74 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページを御覧願います。
5条 75 番	番号 75 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 76 番、77 番	番号 76 番、番号 77 番、転用目的は宅地分譲でございます。
	いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
	以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。
	(その他)
会長	以上をもちまして、総会を閉会いたします。
	皆様、大変お疲れ様でした。
	(閉会 午後 3 時 30 分)